

定期報告について

1.令和元年度6月25日法改正のポイント

定期報告の対象外となるもの
○特定建築物及び特定建築設備等
・下表に掲げる用途に供する床面積が200㎡以下のもの

所有者・管理者の変更届
定期報告の対象となる建築物や建築設備等、昇降機の所有者又は管理者を変更したときは、2週間以内に届出が必要です。
様式等は建築指導課のHPをご確認ください。

2.定期報告が必要な建築物・建築設備等・工作物（※検査済証の交付を受けた後の初回の定期報告は免除されます。）

建築物の対象用途		対象用途の位置・規模 (いずれかに該当するもの)	報告時期 (4月1日～ 12月20日まで)
【共通】該当する用途部分の床面積が200㎡以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外です。			
特定建築物	劇場、映画館又は演芸場	①3階以上の階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの	3年ごと 令和4年、 令和7年、 ：
	観覧場(屋外観覧場を除く。) 公会堂又は集会場	①3階以上の階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの	：
	病院、有床診療所 就寝用福祉施設 ※1	①3階以上の階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの ②2階の床面積が300㎡以上のもの (病院、有床診療所については、 2階部分に患者の収容施設があるものに限る。) ③地階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの	3年ごと 令和6年、 令和9年、 ：
	旅館又はホテル		3年ごと 令和4年、 令和7年、 ：
	体育館 (学校に附属するものを除く。)	①3階以上の階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの ②床面積が2,000㎡以上のもの	3年ごと 令和5年、 令和8年、 ：
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、 水泳場又はスポーツの練習場 (学校に附属するものを除く。)		3年ごと 令和6年、 令和9年、 ：
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積 が10㎡以内のものを除く。)	①3階以上の階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの ②2階の床面積が500㎡以上のもの ③床面積が3,000㎡以上のもの ④地階にある当該用途部分が100㎡を超えるもの	3年ごと 令和5年、 令和8年、 ：
＜備考欄＞ ※1 就寝用福祉施設 1 サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム 2 助産施設、乳児院、障害児入所施設 3 助産所 4 盲導犬訓練施設 5 救護施設、更生施設 6 老人短期入所施設 7 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム 8 母子保健施設 9 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス (自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の事業所		根拠法令 ・建築基準法 第12条第1項 ・建築基準法施行令 第16条第1項 ・平成28年国交省 告示240号第1 ・那覇市建築基準法施行規則 第25条	
特定建築設備	排煙設備	上記の特定建築物に設けた排煙設備（排煙機を有するものに限る。）	
	非常用の照明装置	上記の特定建築物に設けた非常用の照明装置	
防火設備		○上記の特定建築物に設けた防火設備 ○病院、診療所、高齢者等の就寝の用に供する部分の床面積が 200㎡以上の建築物に設けた防火設備 ※外部開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。	
昇降機		○エレベーター又はエスカレーター（一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。） ○小荷物専用昇降機（フロアタイプ ※2）	
工作物		観光用エレベーター又はエスカレーター、高架の遊戯施設、回転運動をする遊戯施設	
＜備考欄＞ ※2 小荷物専用昇降機（フロアタイプ） 出し入れ口の位置が床面から50cm 未満のものをいう。		根拠法令 ・建築基準法 第12条第3項、第88条第1項 ・建築基準法施行令第16条第3項、第138条の3 ・平成28年国交省告示240号第2、第3 ・那覇市建築基準法施行規則 第26条及び第27条	